

CC 4.0 時代のオープンデータとライセンスデザイン

中川 隆太郎*

2000年代半ば以降、欧米を中心として世界的にオープンデータ政策が活発化するなかで、著作権やEUのデータベース権などをめぐり、各国で様々なライセンスデザインの取り組みが重ねられている。本稿では、オープンデータとライセンスデザインというテーマについて、まず前提として、なぜパブリック・ライセンスが基本形となるか説明したうえで、議論の中心となるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスやEUのデータベース権について紹介しつつ、従前の状況を敷衍する。そのうえで、CC 4.0の登場によりオープンデータとライセンスデザインの問題が新たな局面を迎えていることを指摘し、最後に「CC 4.0時代」における今後の展望と課題を論じる。

キーワード：オープンデータ、著作権、ライセンス、パブリック・ライセンス、クリエイティブ・コモンズ、データベース権、パブリックドメイン

1. はじめに¹⁾

本稿に与えられたテーマは、オープンデータを論じるうえで避けて通ることのできないライセンスの問題について紐解くことである。2000年代半ば以降、欧米を中心として世界的にオープンデータ政策が活発化するなかで、著作権やEUのデータベース権などをめぐり、各国で様々なライセンスの制度設計（ライセンスデザイン）の取り組みが重ねられているが、後述するCC 4.0の登場により、オープンデータとライセンスデザインの問題は新たな局面を迎えている。そこで以下では、従来の状況について振り返りつつ現状を整理したうえで、「CC 4.0時代」におけるオープンデータとライセンスデザインのあり方について、筆者なりに今後の展望と課題を述べることにしたい。

2. オープンデータのためのライセンスデザイン

オープンデータとは、生貝直人氏の表現を借りれば、「政府機関等公共セクターや民間企業等が保有する幅広い情報を、再利用がしやすいかたちでインターネット上に公開することで、企業や個人がサービスの開発やビジネスへの活用を行い、新たな社会的・経済的価値を生み出していくための一連の取り組み」である²⁾。そして、公共セクターの保有する情報であっても、思想・感情の創作的な表現であれば、原則として著作権により保護される（当然、公共セクターの保有情報のなかには、単なる事実や数値データなど、著作権により保護されない情報も含まれる）。そのため、それらの情報を再利用可能なかたちで公開するためには、著作権に関する権利処理が欠かせない。

著作権の処理の基本は個別のライセンスである。しかし、オープンデータ政策は、再利用しやすいかたちでデータを公開することによるデータの再利用の促進を目的としてお

り、個別の許諾申請を必須とすると、極めて煩雑な作業を利用者に求めることになり、制度趣旨に反しかねない。また、オープンデータにおいて念頭に置かれる再利用には、大量のデータを機動的に扱うようなケースなども含まれており、個別の権利処理を行うことは到底現実的でもない。

このようなオープンデータ政策と相性がよいのは、パブリック・ライセンスと呼ばれるライセンスデザインである。通常のライセンスが利用者と権利者の間の個別の権利処理であるのに対し、パブリック・ライセンスでは、権利者が広く一般公衆（public）に対して一定の条件下で著作物の再利用を認める。これにより、パブリック・ライセンスの下で公開された著作物に接した第三者は、所定の条件を守るための簡易な対応（著作者表示など）のみ実施すれば著作物の適法な再利用が可能となり、著作権者を探し出して個別に許諾を求めるといった権利処理手続を行わずに済むため、パブリック・ライセンスは大量のデータの再利用の促進というオープンデータ政策にも対応しやすいのである。そのため世界的にも、オープンデータ政策における著作権の処理の基本形はパブリック・ライセンスである。

3. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは

現在、世界で最も利用されているパブリック・ライセンスは、ローレンス・レッシングの提唱により生まれたクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）である。CCライセンスとは、主として「表示（BY）」、「継承（SA）」、「非営利（NC）」、「改変禁止（ND）」の4種類のライセンス条件の要素の組み合わせからなる、次の表1にまとめた6種のパブリック・ライセンスで、それぞれマークとして表示される³⁾。CCライセンスの付された著作物に接した第三者は、当該マークを確認し、著作者の表示などの所定の条件さえ守れば、個別の権利処理を行うことなく適法に再利用することが可能となる⁴⁾。

また、正確にはパブリック・ライセンスではないが、同じくクリエイティブ・コモンズの提供する法的なツールが

*なかがわ りゅうたろう 弁護士（骨董通り法律事務所）
（原稿受領 2015.10.30）

表 1 CC ライセンスの種別

マーク	主なライセンス条件
 CC-BY	作品のクレジット表示のみ
 CC-BY-SA	①作品のクレジット表示 ②同じCCライセンスで公開すること
 CC-BY-ND	①作品のクレジット表示 ②作品を改変しないこと
 CC-BY-NC	①作品のクレジット表示 ②営利目的で利用しないこと
 CC-BY-NC-SA	①作品のクレジット表示 ②営利目的で利用しないこと ③同じCCライセンスで公開すること
 CC-BY-NC-ND	①作品のクレジット表示 ②営利目的で利用しないこと ③作品を改変しないこと

ふたつ存在する。そのひとつは、CC0 (図 1) である⁵⁾。これは、対象著作物の著作権その他の関連する権利 (著者人格権や後述のデータベース権を含むが、商標権及び特許権は含まれない) を法律上許される限り放棄すると共に、法律上放棄できない部分について、補完的に広く一般公衆に対して無制限に利用を許諾するようデザインされたもので、これにより利用者は CC0 マークの付された著作物をパブリックドメインとして取り扱うことが可能となり、その再利用につき個別の権利処理を行わずに済むことになる。

クリエイティブ・コモンズの提供するもうひとつの法的ツールは、パブリックドメインマーク (PD マーク, 図 2) である⁶⁾。CC0 と似ているが、こちらは単にその作品/情報がパブリックドメインである旨を一般公衆に対して広く示すためのツールとしてデザインされており、マークを付す主体に制限はない (保護期間満了により著作権が切れた場面などが想定されている。ただし、全世界でパブリックドメインである作品に付することが推奨されており、一部の地域では著作権が存続している作品については、PD マークを付すことは不適切とされている)。これにより、やはり利用者は基本的に当該作品/情報の再利用にあたって権利処理を行う必要がなくなる。



図 1 CC0



図 2 PD マーク

4. オープンデータとライセンスデザインをめぐる従前の国際動向

4.1 欧州

4.1.1 前提—データベース保護指令と PSI 再利用指令

欧州各国におけるオープンデータ政策とライセンスデザインを論じる前提として、ふたつの欧州指令についてまず述べておきたい。

創作的な表現を保護対象とする著作権法においては、素材の選択や配列になんら創作性のないデータベースは、原則として著作権では保護されない⁷⁾。しかし、EU では、資金や労力をかけるなど、「実質的な投資」を行って作成したデータベースは、EU データベース保護指令に従い、各国の法律によって著作権とは別の「データベース権」によって保護されており、無断でのデータ抽出やデータベースの再利用は権利侵害となる。そのため、それらのデータベース及びデータベース内の情報についてオープンデータの対象とするためには、このデータベース権についても権利処理が必要となる。

ここで問題が浮上する。それは、パブリック・ライセンスの代表格である CC ライセンスにおけるデータベース権への対応が各国の意向に必ずしもマッチしなかったことである。そのため、データベース権の扱いについては、CC ライセンスを ver. 3.0 にアップデートする際に慎重に議論されたが⁸⁾、非移植版ではカバーされず、オランダ等の EU 諸国における CC ライセンス 3.0 のローカライズ版において、データベース権は一律に放棄するものとされたほか、著作権で保護されずデータベース権のみで保護される情報については、「表示 (BY)」や「非営利 (NC)」等の条件を付することができないものとされた。その結果、データベース権についても一定の配慮が必要と考えた英国やフランスなどは、オープンデータ政策において CC ライセンスを採用せず、独自のライセンスを定めるに至った。

もうひとつは、EU の公共セクター情報 (Public Sector Information; PSI) 再利用指令である⁹⁾。2003 年に成立し、2013 年には対象となる公共セクターに文化施設を含むよう大幅改正されたこの PSI 再利用指令により、EU 加盟国内の公共セクターが保有する情報の再利用を促進するルールが定められ (各国は指令に従って国内法を整備することが義務付けられる)、その中で、再利用の条件について、標準化され、かつ、電子的に処理可能なライセンスにより記述されることが望ましいとされた。

以下では、これらのふたつの欧州指令を前提に、欧州各国のオープンデータ政策においてどのようなライセンスデザインが採用されているか見ていきたい。

4.1.2 英国

英国政府は、特に 2005 年以降積極的にオープンデータ政策に取り組んでおり、各国による取り組みの源流となっているとも評価されている¹⁰⁾。その一環としてオープンなパブリック・ライセンスによる公開が検討されたが、前記の背景により CC ライセンスは採用されず、データベース

権もカバーする Open Government License (OGL) という英国独自のライセンスが作成された (表 2 参照。現在バージョン 3.0 まで公開されている¹¹⁾。このほか、非営利利用に用途を限定する Non Commercial Government License も用意された¹²⁾。OGLはそのライセンスデザインにおいて CC-BY に似た設計となっており、クレジット表示義務 (出典表示義務) を主たる条件として、営利目的での利用や改変も含めて広く一般公衆による再利用を認めているが (特許及び商標を対象外と明示する点も共通する)、CC-BY と異なる特徴としては、英国王室の紋章などがライセンスの対象外として明記されているほか、CC ライセンスのバージョン 2.1 までは規定されていなかった Non Endorsement 条項 (当該ライセンスにより、ライセンサーがその利用を支持していると示唆するような態様での対象情報の利用等を認めるものではないことを明確化する条項) についてもいち早く規定されている (その後、CC ライセンスでもバージョン 3.0 以降、同種の条項が規定されている)。また、OGL 3.0 は、後述の CC-BY 4.0 や ODC-By と互換性を持つようデザインされている。これにより、これらのライセンスの利用条件に従う限り、自動的に OGL 3.0 の利用条件も遵守していると評価されることになる結果、利用者としては、この 3 つのライセンスによるデータを一体として取り扱った場合でも、その再利用は各ライセンスの利用条件に抵触しないこととなる。

このほか、英国発の非営利組織である Open Knowledge Foundation は、データベースに重きを置いたライセンスデザインとして、CC-BY-SA に似た設計である Open

Database License (ODbL), 及び CC-BY に似た Open Data Commons Attribution License (ODC-By) をそれぞれ公開するとともに、「データベース特化型の CC0」ともいべき ODC Public Domain Dedication and License という法的ツールも公開している (表 2 参照)。

4.1.3 フランス

フランス政府も、英国同様、CC ライセンスを採用せず、フランス独自のライセンス、License Ouverte (Open License) を作成し、公開した¹³⁾。この License Ouverte も、CC-BY と似たライセンスデザインであり、OGL 等と同様、データベース権を対象としている。ただし、表 2 のとおり、CC-BY 2.0 や OGL, ODC-By などのように、少なくともクレジット表示が条件とされているライセンスであれば、License Ouverte と互換性を持つようデザインされている。

4.1.4 オランダ

オープンデータに非常に意欲的なオランダでは、政府が保有するデータの一部につき CC0 を適用し、パブリックドメインとして公開・提供している¹⁴⁾。これにより、利用者は自由に (クレジット表示すら行うことなく) データを再利用することが可能となっている。

4.2 米国

米国著作権法では、他国と大きく異なり、合衆国政府が著作者となる著作物については、そもそも著作権で保護されず、パブリックドメインとなるよう設計されており (米国著作権法 105 条)、当然、オープンデータの領域において、米国の大きなアドバンテージとなっている。このような法制度設計の下では、もはや再利用のためのライセンスさえ不要となる。ただし、あくまで合衆国政府が著作者となる著作物に限られるため、第三者より合衆国政府が著作権の譲渡を受けた作品/情報については、別途著作権処理が必要となる点に注意を要する。

もっとも、米国では、オバマ政権において積極的にオープンデータ政策が推進され、2012年5月23日には、合衆国政府の保有する情報についてはオープンにすることを新たな「デフォルト」とするという方針が公表されている (「デジタル政府ポリシー」¹⁵⁾ 及び「21世紀のデジタル政府構築に関する覚書」¹⁶⁾ 参照)。

4.3 日本

日本では、2012年に「電子行政オープンデータ戦略」において、①政府自ら積極的に公共データを公開、②機械判読可能な形式で公開、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進、④取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積、という4つの基本原則を定めるとともに、公共データ活用のための環境整備の一環として、各府省におけるデータ公開時の著作権の取扱いを含む必要なルールの整備に取り組むものとされ、2014年6月、各府省のウェブサイト上でデータを公開する際の利用規約の雛形である政府標準利用規約 (第

表 2 オープンデータに関する各種パブリック・ライセンス等の概要

ライセンス等	表示義務	継承義務	営利利用	改変	DB権	互換性のあるライセンス	その他の主な条件
CC-BY 4.0	あり	なし	OK	OK	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC-BY-SA 4.0	あり	あり	OK	OK	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC-BY-ND 4.0	あり	なし	OK	NG	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC-BY-NC 4.0	あり	なし	NG	OK	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC-BY-NC-SA 4.0	あり	あり	NG	OK	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC-BY-NC-ND 4.0	あり	なし	NG	NG	対象	なし	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権は対象外。
CC0/PDマーク	なし	なし	OK	OK	対象	なし	特許権や商標権は対象外。
政府標準利用規約 1.0版	あり	なし	OK	OK	対象外	なし	「法令、条例又は公序良俗に反する利用」、「国家・国民の安全に脅威を与える利用」も禁止 編集・加工した場合にはその旨 明記することが必要 編集・加工情報をあたかも公表者が作成したかのような態様で 公表・利用することも禁止
英 Open Government License (OGL) v3.0	あり	なし	OK	OK	対象	CC-BY 4.0 ODC-By	Non Endorsement条項あり。特許権や商標権等は対象外。英国王室の紋章なども対象外。
英 Non Commercial Government License 1.0	あり	なし	NG	OK	対象	なし	特許権や商標権等は対象外。英国王室の紋章なども対象外。
仏 Licence Ouverte	あり	なし	OK	OK	対象	CC-BY 2.0, OGL, ODC-By等 クレジット表示が条件となるライセンス	
Open Database License (ODbL)	あり	あり	OK	OK	対象	なし	DB作成・運用に関する コンピュータプログラムには ライセンスは適用されない。 特許権や商標権は対象外。
Open Data Commons Attribution License (ODC-By) v1.0	あり	なし	OK	OK	対象	なし	DB作成・運用に関する コンピュータプログラムには ライセンスは適用されない。 特許権や商標権は対象外。
ODC Public Domain Dedication and License (PDDL)	なし	なし	OK	OK	対象	なし	DB作成・運用に関する コンピュータプログラムには ライセンスは適用されない。 特許権や商標権は対象外。

1.0 版) が作成・公開された¹⁷⁾。

この政府標準利用規約では、データの再利用につき出典の記載が義務付けられているほか、CC ライセンスとは異なり、(ア) 法令、条例又は公序良俗に反する利用、及び(イ) 国家・国民の安全に脅威を与える利用についてもそれぞれ追加的に禁止されている。さらに、(ウ) 編集・加工した場合にはその旨明記することが必要とされ、かつ、編集・加工した情報を「あたかも公表者が作成したかのような態様で公表・利用すること」が禁止されている。

もっとも、この政府標準利用規約は 2015 年度末には見直しが予定されており、その際には、「CC-BY との互換性を図る観点」から、特に上記(ア)(イ)の禁止規定の必要性について見直すことが「重要なテーマ」とされている¹⁸⁾。

5. Creative Commons 4.0 の登場

そのような中、2013 年 11 月に CC ライセンスのバージョン 4.0 (CC 4.0) が正式に公開された¹⁹⁾ (その後、2015 年 7 月には日本語版も公開)。ライセンス条項の国際的な統一などのトピックなどとともに変更点の目玉のひとつとされたのが、データベース権をフォローした点であった。すなわち、CC 4.0 では、データベース権が対象に含まれるものと整理され、データベース内のコンテンツの抽出や再利用なども当該 CC ライセンスによる許諾対象に含まれることが明らかとなった。これにより、特に EU 圏内のオープンデータ政策を押し進める公共セクターとしては、CC ライセンス採用への前記のようなハードルがひとつ取り除かれたことになる。

CC 4.0 の公開を受けて、データベース権をカバーしていないこと(あるいはローカライズ版において一律に放棄の対象とされていたこと)を理由に CC ライセンスのオープンデータ政策への導入を見送っていた欧州各国は、改めて独自ライセンスを維持するのか、それとも CC 4.0 を採用するのか、検討を始めたこととされる²⁰⁾。また、機を同じくして、日本の政府標準利用規約も従来の予定通り、CC-BY との互換性を確保すべく見直す旨表明されている(2015 年 6 月 30 日「新たなオープンデータの展開に向けて」参照。なお、CC-BY への変更ではない)。オープンデータにおけるライセンスデザインは、EU のデータベース権に端を発して多様化していたが、CC 4.0 の登場により、大きな岐路に立っていると見ることができよう。

6. CC 4.0 時代におけるオープンデータとライセンスデザインの展望と残された課題

最後に、オープンデータとライセンスデザインについて、今後の展望といくつかの解決すべき課題に触れておきたい。

6.1 ライセンスの統一

まず、上記 5 でも触れた(互換性も含めた)ライセンスの統一は今後の課題のひとつである。オープンデータにより公開される情報の再利用者の視点に立てば、データの利

用条件は統一されている方が利便性も高く、無用な混乱も生じにくい。全てのデータについて単一のライセンスに統一することは難しくとも、互換性を媒介として、利用者が守るべき利用条件を実質的に統合することは可能であろう。実際に、本稿で見てきたように、オープンデータに関する各国のライセンスは、CC-BY ないしそれと互換性のあるものに収斂しつつある。日本のオープンデータ政策においても、早急に CC-BY への切替え、あるいは少なくとも CC-BY との互換性を確保することが必要であろう。

また、日本の政府標準利用規約は、CC-BY との互換性もない上、ライセンス条件も筆者の知る限り日本語でしか提供されていない。これでは、せっかくオープンにされた情報も、ほとんど国内でしか利用されないのではないかと危惧される。もちろん、「国民の税金により作成した情報である以上、国民に還元してしかるべき」というオープンデータの根底にある考え方からすると、まずは国内での利用を念頭に置いてしかるべきではあるが、特に今後、文化資源のオープンデータがますます重要になるという文脈もふまえれば、海外の利用者を適切に視野に入れておくことも重要であろう。かかる観点からは、日本独自のライセンスの進化・充実を図ることもひとつの選択肢ではあるが、やはり既に国際的に広く利用され、言語を超えたビジュアルマークを持つ CC-BY や CC0 の活用がより効果的であろう。

6.2 ライセンスデザインの更なる進化

データの再利用を促すというオープンデータ政策の制度目的に照らすと、ライセンスが分かりやすくデザインされていることは重要である。しかし、渡辺智暁教授が鋭く指摘されるとおり²¹⁾、パブリック・ライセンスには、本質的な問題として、①具体性と簡潔性、②日常用語と厳密さなどの相克する要請が突きつけられる。分かりやすさを追求すると具体的になりやすい結果、簡潔さが失われやすい。また、一般市民にとっては日常用語の方が分かりやすいが、日常用語は厳密さに欠ける場合も少なくない。

この点、CC ライセンスはこの問題について強く意識しているように見受けられ、構造的な工夫(目印となる「マーク」→ライセンスの主旨をわかりやすくまとめた「コモンズ証」→ライセンス条件につき法律用語で厳密に書かれた「リーガルコード」)を施しているほか、CC 4.0 の公開に当たり、リーガルコードの文言を簡易化しており、日本の政府標準利用規約を含む他のパブリック・ライセンスと比べ、そのライセンスデザインにおいて優れていると評価できる。しかし、明確性などが求められる結果、どうしても用語や表現の一部には、いまなお一般市民には難解な部分が残るようにも思われる。この点、同種の問題に直面するインターネットサービスの利用規約の分野では、利用規約の文中に分かりやすい例示や注意書きを組み込むなど、様々な工夫が始められており、参考になる部分もあるように思われる。とはいえ、なお今後の課題であろう。

なお、オープンデータの再利用を飛躍的に促進するには、

米国同様、一定の公的機関作成情報について著作権の保護対象から外すことも考えられる（当然、著作権法の改正が必要となる）。現状では、少なくとも短期的にはパブリック・ライセンスによる対応が現実的であろうが、オープンデータの活用促進を中・長期的に進める上では、改めて検討すべき選択肢であろう。また、利用者の視点に立てば、将来的にこのような先進的な法改正を行った場合にも、米国のようにどのデータが PD でどのデータが PD でないのか判断に注意を要することも起こりうる。そこで、その場合には、PD マークの活用も併せて実現し、その有用性を更に向上させることが望ましい。

6.3 文化資源のオープンデータ

課題と展望の3点目として、文化資源のオープンデータという文脈から、あるべきライセンスデザインについて述べておきたい。かねてより生貝氏が警鐘を鳴らしているように²²⁾、欧米におけるオープンデータ政策では Europeana などのデジタルアーカイブを通じた絵画や写真などを初めとする文化資源のオープンデータ化が重要視されていることとは対照的に、日本におけるオープンデータのコンテキストでは、文化資源の点に触れられることは少ない。

もっとも、海外に向けた日本のデジタルコンテンツの国際発信を質・量ともに大きく向上させることの必要性に対する認識が徐々に広まりつつある（2020年の東京オリンピックに向けて、日本の文化的なプレゼンスを向上させるという視点も指摘される²³⁾）。かかる認識がオープンデータの分野とも大きく融合していくこと自体が、ひとつの今後の課題となろう。

そして、この課題をライセンスデザインという観点から見る場合、やはり海外での再利用のしやすさ、分かりやすさという視点は欠かせない。この点で、前記 6.1 のとおり、日本独自のライセンスの進化・充実よりも、日本政府として、CC-BY や CC0/PD マークを大々的に公式採用し、上手く活用する方が、より効果的であるように思われる。我が国のオープンデータ政策において、より戦略的なライセンスデザインが採用され、日本国内のみならず海外においても、文化資源を含む、日本の公共セクターの公開する各種データの再利用が大きく進み、市民の利便性の向上と、日本への理解の深化が進むことを強く期待したい。

註・参考文献

(Web 参照日は全て 2015 年 10 月 29 日)

- 1) 本稿のテーマについては、渡辺智暁. オープンデータにおける著作権とライセンス—法制度とオープン性の軋轢—. 情報処理. 2013, vol.54, no.12, p.1232-1237, 生貝直人. “諸外国におけるオープンデータ政策と著作権”. クラウド時代の著作権法. 小泉直樹ほか, 勁草書房, 2013, 渡辺智暁. 欧州から考える政府のオープンデータ国際戦略. 智場. 2014, no.119, p.64-76, オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構. オープンデータガイド: オープンデータのためのルール・技術の手引き. 2版, 2015. などの優れた先行文献が存在する。

本稿もこれらの先駆的な業績に大いに依拠して執筆したものである（無論、本稿の文責は筆者のみに帰する）。

- 2) 前掲生貝 p.135
- 3) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは. <http://creativecommons.jp/licenses/>
- 4) 正確には、「リーガルコード」と呼ばれるライセンス文言により詳細なライセンス条件が規定されている。
- 5) CC0 日本語版の公開. <http://creativecommons.jp/2015/05/01/cc0-jpver/>
- 6) About the Public Domain Mark? “No Known Copyright”. <https://creativecommons.org/about/pdm>
- 7) ただし、清水隆雄. CA115・データベースの法的保護に関する EU 指令. カレントアウェアネス. 1997, no.219 によれば、英国やアイルランドなどでは、「額に汗」理論が採用されており、「データベースに何ら創造性がなくとも、その制作者は著作権法上の保護を受ける」とされている。 <http://current.ndl.go.jp/ca1155>
- 8) 当時の議論の経緯の整理につき、Paul Keller, Catharina Maracke. On the treatment of the sui generis database rights in Version 3.0 of the Creative Commons licenses. 2007. 参照。 https://wiki.creativecommons.org/images/f/f6/V3_Database_Rights.pdf
- 9) PSI 再利用指令の詳細につき、前掲生貝 p.140-142.
- 10) 英国における取り組みの詳細につき、前掲オープンデータガイド p.14 や前掲渡辺智暁. 欧州から考える政府のオープンデータ国際戦略, p.66-68 参照。
- 11) Open Government Licence for public sector information. <http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/3/>
- 12) Non-Commercial Government Licence for public sector information. <http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/non-commercial-government-licence/non-commercial-government-licence.htm>
- 13) LICENCE OUVERTE OPEN LICENCE. https://www.etalab.gouv.fr/wp-content/uploads/2014/05/Open_Licence.pdf
- 14) Case Studies/Netherlands Government. https://wiki.creativecommons.org/wiki/Case_Studies/Netherlands_Government
- 15) DIGITAL GOVERNMENT: BUILDING A 21st CENTURY PLATFORM TO BETTER SERVE THE AMERICAN PEOPLE. <https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/egov/digital-government/digital-government-strategy.pdf>
- 16) THE WHITE HOUSE Office of the Press Secretary (May 23, 2012). https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/uploads/2012/digital_mem_rel.pdf
- 17) 「政府標準利用規約（第 1.0 版）」. http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl_betten_1.pdf
- 18) 「政府標準利用規約（第 1.0 版）」の解説. 内閣官房 IT 総合戦略室. 2014. p.9
- 19) Creative Commons 4.0. <https://wiki.creativecommons.org/wiki/4.0>
- 20) 前掲オープンデータガイド p.33.
- 21) 前掲渡辺智暁. オープンデータにおける著作権とライセンス. 情報処理. 2013, vol.54, no.12, p.1234-1235.
- 22) 例えば、生貝直人. オープンデータと図書館—最新の海外事例と動向. びぶろす. 2014. no.65. <http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/2014/7/01.html>
- 23) 例えば、福井健策=吉見俊哉編. アーカイブ立国宣言. ポット出版. 2014. など参照。

Special feature: Open Data. Open Data and License Design in the CC 4.0 Era. Ryutaro Nakagawa (Attorney-at-Law, Kotto Dori Law Office, Minamiaoyama Point 1st floor, 5-18-5, Minamiaoyama Minato-ku, Tokyo 107-0062 JAPAN)

Abstract: Since the mid-2000s, Open Data has been proactively addressed worldwide, especially in Europe and United States. After illustrating the reason why public license is a good match for Open Data, this article shortly tracks back the history of Open Data and license design with a description of Creative Commons (CC) License and Database Rights. This article further points out that this issue is now in a situation of importance upon the release of CC 4.0, and presents future prospects and problems of Open Data and license design in the “CC 4.0 Era”.

Keywords: Open Data / Copyright / License / Public License / Creative Commons / Data Base Right / Public Domain